

# 平成29年度ユーカリが丘2丁目自治会定時総会議事録

開催日時： 平成30年4月1日 14:00～15:30

開催場所： ユーカリが丘第二集会所

## 議事録

### 1. 開会の辞、総会成立報告

#### ○開会の辞（副会長B）

平成29年度ユーカリ2丁目自治会定時総会を開催致します。

#### ○総会成立の報告（書記A）

3月末時点の会員数は444名です。本日の出席数は58名、委任状は320通あり、合わせて378名です。これは「会員の1/2以上」という成立条件を満たしているため本総会は成立します。

### 2. 会長挨拶

○二丁目も高齢化が進んでおりますが、良い話も幾つかあります。一人暮らしの老人が自宅内で倒れていたのを若い主婦が発見。役員に連絡。救急車で搬送し助かった。

また、たまたま駐車場からはみ出してるクルマを発見。駐車が不自然に見えたので駐在を呼んだ。中に体調の悪い方をおり家族に連絡した。

このように住民が近所に目を配り、お互いに助け合っています。

○お願い。防犯のため門灯を点けるようにしてください。今年の提言： 『門灯をつけましょう。あなたの家を守るために。夜道に行く町の仲間を守るために』

○過日雪が降った日、エネッサ佐倉（萱橋公園近く）の方々が雪かきを手伝ってくれました。後日お礼を兼ねてお伺いしました。

○第二集会所の老朽化とエアコン、トイレの洋式化等の問題に関し現状と将来に向けた方策について説明。集会所の建替えについては①佐倉市に依頼すると工事が5～6年先になる。②市の補助を入れて自力で行うには（集会所が二、三丁目の共同使用であるため）三丁目自治会に予算がないので困難。③萱橋公園の一角に新たに二丁目独自の集会所（兼備蓄倉庫）を建設する案では公園内使用の認可の問題がある。とりあえずエアコンとトイレの洋式化を30年度に実現したい。集会所建替えについては状況を見ながら進めてゆきたい。

### 3. 総会の議長選出（副会長B）

立候補がなかったので副会長Aを推薦。全員一致で承認される。

### 4. 議題

#### ○第一号議案 「平成29年度活動報告」

総会資料に基づき会務報告（書記A）、環境部報告（環境A、B）、文化部報告（文化部）を行った。質問なし ⇒ 異議なし ⇒ 承認

#### ○第二号議案 「平成29年度一般会計決算報告及び監査報告」

会長、会計Aが総会資料に基づき説明。その後会計監査の監査報告  
質問なし ⇒ 異議なし ⇒ 承認

#### ○第三号議案 「平成29年度街路灯管理会計決算報告及び監査報告」

会長が説明。その後会計監査が監査報告。29年度は街路灯管理は市に移管された関係でこの会計

決算報告はこれが最後になります（詳細は第五号議案で）。

質問なし ⇒ 異議なし ⇒ 承認

○第四号議案 「平成29年度第二集会所管理決算報告及び監査報告」

会長が総会資料に基づき説明。その後会計監査の監査報告

質問なし ⇒ 異議なし ⇒ 承認

○第五号議案 「街路灯管理事業の市への移管に伴う自治会規則と組織の変更の件」

平成29年度より街路灯管理が自治会より市に移管されたことに伴い、自治会規約・組織の変更を行うもの。尚、移管に伴い平成29年度より一戸当たり400円の管理費の徴収は廃止されている。

1) 規則の変更

①「ユーカリが丘二丁目街路灯維持管理規則」は全廃とする

②「ユーカリが丘二丁目自治会会則」第18条の内、“及び街路灯維持管理”の文言を削除する

2) 組織の変更

①街路灯管理委員会は廃止

②二丁目自治会役割分担表の内、会長業務並びに副会長A業務の街路灯管理委員会委員の文言を削除。

尚、自治会会則4条（事業）の街路灯の文言はそのままとし、環境部A業務の街路灯管理もそのままとする。今後街路灯の障害が発生した場合は、各班長より環境部Aに連絡し、環境部Aより市の窓口へ連絡、解決をはかるものとする

3) 街路灯基金、街路灯管理費の扱いについて

①現状（2月末時点）

街路灯基金		円
千葉銀行	定期預金	2,530,810
ゆうちょ銀行	“	4,047,349
“	“	5,000,000
計		11,578,159
街路灯管理費		
みずほ銀行		869,558

②変更後

街路灯基金は自治会一般会計に繰り入れ、特別基金として計上

街路灯管理費は一般会計に繰り入れ、繰越金のなかの第二集会所建替積立金（引当留保金）に計上する。（結果、従来800,000円 ⇒ 1,669,558円）

③特別基金の取扱いについて

特別基金よりの支出については、一般会計では処理できない項目、金額を対象とし、その支出については自治会総会の承認を得るものとする。項目の具体例：集会所の新改築、防犯カメラの設置、防犯備品の大幅強化等々

質問なし ⇒ 異議なし ⇒ 承認

○第六号議案 「ユーカリが丘第二集会所管理規則の一部改訂について」

第4条を「管理委員は班長の互選とし、任期は6ヵ月（年2交代制）とする」に改定。

理由：3ヶ月交代では集会所の修理や備品（冷暖房、トイレ、電球等）の管理を中長期的に対応できないこと。他のブロック長、班長との仕事の負担を考慮し期間を延長するもの。

質問なし ⇒ 異議なし ⇒ 承認

○第七号議案 「会計支払細則の制定について」

1) 経緯

- ① 29年度自治会活動のなかで、傷害事故が2件発生
- ② 自治会が加入している自治会活動の保険に基づく請求を行う
- ③ 支払われた保険金は治療費をカバーできない額であった
- ④ 役員会・定例会で検討・決定し、不足分は自治会の負担とし、支給した

2) 会計支払細則の内容

自治会活動に起因しておきた傷害事故の治療費を支払保険金でカバーできない場合は、その差額を自治会が負担するものとする規定を明確にするもの。

(理由：自治会会員の高齢化もあり、自治会活動中の障害事故が起こる概念性は高く、この場合、治療費の負担を本人に帰するのは常識的ではなく、支払保険金と自治会負担金にて治療費総額をカバーするものとする

↓ ↓

上記議案に対し会員から、「想定外の重大事故や同時に何人もの会員の傷害事故が発生した場合、自治会で差額全額をカバーできない場合があり得る。何らかの限度額を設けては」との指摘があり、最終的に以下の文言に修正し承認された。

↓ ↓

「自治会活動に起因しておきた傷害事故の治療費を支払保険金でカバーできない場合は、その差額を自治会が原則負担するものとする。(但し具体的な金額の決定については、その都度協議する。)」

○第八号議案 「平成30年度自治会役員並びに会計監査員の選出」

平成30年度自治会役員及び会計監査員を選出。承認される

○第九号議案 「平成30年度活動方針及び予算案」

配布資料で予算案説明。質問なし ⇒ 異議なし ⇒ 承認

新会長(井崎 亨氏)挨拶

(5) 議事終了

(6) 新会長から第37期 平成30年度新役員を紹介

(7) 子ども会育成会新会長(大迫様)挨拶

(8) 睦会会長挨拶

(9) 民生委員(保谷様)挨拶

(10) 閉会の辞 (副会長A)

この後各係に分かれて引継ぎ作業が行われた。

以上